

自立支援協議会全体会
平成 27 年 5 月 25 日(月)
資料 2

○鎌倉市自立支援協議会設置要綱

(平成 19 年 12 月 28 日市長決裁)

(平成 21 年 3 月 11 日市長決裁)

(平成 24 年 6 月 26 日市長決裁)

(平成 25 年 3 月 29 日市長決裁)

(平成 27 年 3 月 18 日市長決裁)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）及び地域生活支援事業実施要綱（平成 18 年 8 月 1 日・障発第 0801002 号）の規定に基づき、鎌倉市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第 2 条 協議会は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 鎌倉市自立支援協議会全体会（以下「全体会」という。）
- (2) 鎌倉市自立支援協議会運営会議（以下「運営会議」という。）
- (3) 鎌倉市自立支援協議会専門部会（以下「専門部会」という。）

第 2 章 全体会

(所掌事務)

第 3 条 全体会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 就労支援に関すること。
- (2) 地域生活支援に関すること。
- (3) 権利擁護・相談支援に関すること。
- (4) 専門部会の設置に関すること。
- (5) その他協議会において検討すべきとされた事項

(組織)

第 4 条 全体会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に定めるもののうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から当該日が属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第6条 全体会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、全体会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第7条 全体会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は原則として公開とする。

(意見の提出)

第8条 会長は、会議における協議の結果、必要に応じて、市長に対し意見を述べることができる。

第3章 運営会議

(所掌事務)

第9条 運営会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 全体会及び専門部会の運営に関すること。
- (2) 全体会において協議する課題等に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第10条 運営会議の委員は、鎌倉市障害者福祉課長、関係する課の長及び鎌倉市が業務委託する相談支援事業者とする。

- 2 運営会議に必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(議長及び副議長)

第11条 運営会議に議長及び副議長各1人を置く。

- 2 第6条第2項から第4項までの規定は、運営会議の議長及び副議長について準用する。

第4章 専門部会

(組織等)

第12条 全体会の会長は、第3条第4号の規定により全体会で協議し、その設置を決

定した専門部会を置くものとする。

2 専門部会の組織及び運営については、全体会に諮ってこれを定めるものとする。

第5章 雑則

(秘密の保持義務)

第13条 全体会、運営会議及び専門部会の委員及び会議に出席した者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他の事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、会長が全体会に諮って定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される全体会の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 この要綱の施行の日以後最初に招集される全体会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

4 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに委嘱される全体会の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成24年6月20日から適用する。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第4条)

1	企業・就労支援関係者
2	ケアホーム等関係者
3	移動支援事業者等の障害者支援関係者

4	居宅介護事業者等の障害者支援関係者
5	保健・医療関係者
6	養護学校等の教育関係者
7	民生委員児童委員協議会から推薦された者
8	鎌倉市社会福祉協議会の職員
9	鎌倉市障害者地域作業所連絡会から推薦された者
10	鎌倉市精神障害者地域生活支援団体連合会から推薦された者
11	鎌倉市社会福祉協議会内の施設部会から推薦された者
12	障害当事者の代表